

「東京都におけるホームドア整備に関する検討会」設置要綱

(制定) 令和3年5月20日 3都市基交第224号

(目的)

第1条 都内におけるホームドア整備に関して今後の整備推進を図るため、課題を共有化し、技術的な方策について検討することを目的に、「東京都におけるホームドア整備に関する検討会」(以下、「本会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本会は、別紙に掲げる者により構成する。

(座長)

第3条 本会に座長を置く。

2 座長は、本会を代表し、議事を総理する。

(検討会の運営)

第4条 本会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。

3 本会は非公開とする。

4 本会の資料は公開とする。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年5月20日から施行する。